

1. 当院で取得している施設基準

1.1 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準（歯初診）

- 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じています。
- 感染症患者に対する診療体制を確保しています（診療時間や場所の区分など）。
- 歯科外来診療の院内感染防止対策に関する研修を受講した常勤歯科医師を配置しています。
- 院内感染防止対策に関する事項を院内に掲示しています。
- 年に1回、院内感染対策の実施状況等について、地方厚生（支）局長に報告しています。

1.2 医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算

- マイナンバーカードによるオンライン資格確認システムを導入しています。
- 患者様の医療情報（受診歴、服薬情報、特定健診情報その他必要な診療情報）を取得し、より安全で適切な診療を提供できる体制を整えています。
- 電子処方箋の発行体制を整えています。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用した診療を行っています。
- マイナンバーカードを健康保険証として利用できる体制を整えています。

1.3 歯科外来診療医療安全対策加算

- 医療安全対策に関する研修を修了した常勤歯科医師を配置しています。
- 複数の歯科医師を配置し、歯科医師と歯科衛生士が連携して診療を行っています。
- 医療安全管理者を1名以上配置しています。
- 安心で安全な歯科医療環境の提供を行うため、以下の装置・器具等を整備しています：
 - 自動体外式除細動器（AED）

- 経皮的動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- 酸素（人工呼吸・酸素吸入用）
- 血圧計
- 救急蘇生セット
- 緊急時における対応マニュアルを作成し、定期的に訓練を実施しています。
- 医療安全に関する問題を検討し、改善策を実施するための委員会を設置しています。
- 医療に関する相談や苦情を受け付ける窓口を設置しています。

1.4 歯科外来診療感染対策加算

- 歯科点数表の初診料の施設基準の届出を行っています。
- 歯科医師が1名以上配置されており、かつ、歯科衛生士もしくは院内感染防止対策に係る研修を受けた者が1名以上配置されています。
- 院内感染管理者が配置され、院内感染防止対策に係る研修を受けた者がいます。
- 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛来する細かな物質を吸収できる環境を保有しています。

1.5 明細書発行体制等加算

- 診療の透明性を高めるため、すべての患者様に診療報酬の算定項目が記載された診療明細書を無償で発行しています。
- 明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

1.6 口腔管理体制強化加算

- 虫歯や歯周病予防のためのPMTC（専門的な歯のクリーニング）やフッ素塗布を保険適用で提供しています。
- 訪問診療による口腔ケアやリハビリを、保険適用で提供しています。
- 歯科疾患の重症化予防や、高齢者対応に関する研修を受けた歯科医師が在籍しています。

1.7 一般名処方加算

- 後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称で処方すること）を行う場合があります。
- これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

1.8 情報通信機器を用いた診療

- 情報通信機器を活用したオンライン診療に対応しています。
- 直接の来院が難しい患者様でも、必要な診療を受けていただける環境を整えています。

1.9 在宅歯科医療情報連携加算

- 地域の医療機関・介護事業者等と連携し、在宅療養をされている患者様に対し、適切な歯科医療の提供と情報共有を推進しております。
 - 在宅患者様に関する歯科医療情報を、医科・介護関係者等と連携・共有。
 - 必要に応じた診療情報の提供、退院・退所支援に関する情報交換。
 - 地域の在宅医療・介護連携体制との積極的な連携。

1.10 CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー

- CAD/CAM と呼ばれるコンピューター支援設計・製造ユニットを用いて作製される冠（被せ物）やインレー（詰め物）を用いて治療を行っています。
- これにより、精度の高い治療を提供しています。

1.11 光学印象

- 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されています。
- また、光学印象に必要な機器を有しています。

1.12 クラウン・ブリッジの維持管理

- 当院で装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。
- 定期的な検診を通じて、長期的な口腔内の健康維持をサポートします。

1.13 歯科技工士との連携

- 患者様の補綴物製作に際し、歯科技工士（所）との連携体制を確保しています。